平成２２年（フ）第３０５３号
横浜市金沢区並木３丁目11番６―504号
債務者　村上　明美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５７号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目20番地の６　ハイツコーヤ202
債務者　市川さゆり
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７２号
横浜市中区竹之丸158番地４　第三田村荘２―Ｃ
債務者　孫　　蘭誠
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０４号
横浜市青葉区市ケ尾町598番地１　市が尾南パーク・ホームズ606
債務者　梅木ち江子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０９号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地28棟301号
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１６号
横浜市神奈川区神奈川２丁目４番地６　神奈川荘203号
債務者　江波戸　延
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２０号
神奈川県藤沢市石川３丁目１番地の２　コスモス湘南302
債務者　日向野由美子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３３０号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目２番２号　ノアハウス３―202
債務者　矢戸　大介
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３９号
栃木県宇都宮市西川田町1067番地６
債務者　佐藤　　斎
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３８号
熊本県水俣市栄町２丁目１番32号
債務者　梅﨑　真治
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第８４７号
栃木県宇都宮市駒生町1480番地１　駒西ハイツⅡ101、前住所栃木県宇都宮市雀の宮５丁目７番26号
債務者　水沼　香代
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５２号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目290番地18　トラッドマルサⅠ102
債務者　齊藤　初幸
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２０７号
横浜市港南区港南台４丁目５番７―303号
債務者　栗原　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８３号
横浜市磯子区中原２丁目20番20号　第２なかよしハイツ104号
債務者　小谷野港治
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1126番地
債務者　渡邉　貴信
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係